

富士川流域における減災対策協議会規約新旧対照表

改正後

現行

<p>(設置)</p> <p>第一条 水防法（昭和二十四年法律第193号）第十五条の9及び第十五条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として、「富士川流域における減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。</p>	<p>(名称)</p> <p>第一条 本会の名称は、富士川流域における減災対策協議会（以下「協議会」とする。）とする。</p>
<p>(目的)</p> <p>第二条 本協議会は、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を改革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第二条 本協議会は、平成二十七年九月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、富士川流域における堤防決壊等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。</p>
<p>(協議会の対象河川)</p> <p>第三条 協議会は、別表一に掲げる富士川流域の国が管理する河川、及び山梨県が管理する河川を対象とする。</p>	<p>(新規)</p>
<p>(組織)</p> <p>第四条 協議会は、別表二に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 副会長は、会長の補佐をするほか、山梨県が管理する河川に関する事項をとりまとめる。</p>	<p>(組織)</p> <p>第三条 協議会は、別表一に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 (新規)</p>

改正後

現行

(幹事会)

第五|条 (略)

2 幹事会は、別表三|に掲げる委員をもって構成する。

(山梨県部会)

第六|条 (略)

2 山梨県部会は、別表四|に掲げる委員をもって構成する。

(水防連絡部会)

第七|条 (略)

2 水防連絡部会は、別表五|に掲げる関東地方整備局甲府河川国道事務所管内富士川の直轄管理区間内の水防関係機関をもって構成する。

(事務局)

第八|条 (略)

(協議会の検討内容)

第九|条 (略)

(山梨県部会の業務)

第十|条 (略)

(幹事会)

第四|条 (略)

2 幹事会は、別表二に掲げる委員をもって構成する。

(山梨県部会)

第五|条 (略)

2 山梨県部会は、別表三に掲げる委員をもって構成する。

(水防連絡部会)

第六|条 (略)

2 水防連絡部会は、別表四に掲げる関東地方整備局甲府河川国道事務所管内富士川の直轄管理区間内の水防関係機関をもって構成する。

(事務局)

第七|条 (略)

(協議会の検討内容)

第八|条 (略)

(山梨県部会の業務)

第九|条 (略)

改正後

(水防連絡部会の業務)
第十一条 水防連絡部会の業務は第九条第2項の「地域の取組方針」のうち直轄管理区間内の水防に関する事項を的確に実施するための次の通りとする。

(附則)

本規約は、平成二十八年四月二十七日から施行する。

本規約は、平成二十九年四月二十五日に改正する。

本規約は、平成 年 月 日に改正する。(水防法の改正により)

別表一

国 富士川、笛吹川、塩川、日川、重川、御勅使川、早川

山梨県 荒川、塩川、相川、濁川、平等川、滝戸川、境川、坪

川、滝沢川、芦川

その他富士川圏域における指定区間内の一級河川

別表二 (略)

別表三 (略)

甲府市 防災企画課長

身延町 交通防災課長

(略)

現行

(水防連絡部会の業務)
第十条 水防連絡部会の業務は第八条第2項の「地域の取組方針」のうち直轄管理区間内の水防に関する事項を的確に実施するための次の通りとする。

(附則)

本規約は、平成二十八年四月二十七日から施行する。

本規約は、平成二十九年四月二十五日に改正する。

(新規)

別表一 (略)

別表二 (略)

甲府市 道路河川課長

身延町 総務課長

(略)

改正後

静岡市 総務局参与 (防災対策担当)

別表四

(略)

甲府市 防災企画課長

身延町 交通防災課長

別表五

(略)

甲府市 防災企画課長

身延町 交通防災課長

静岡市 総務局参与 (防災対策担当)

現行

静岡市 危機管理総室 次長

別表三

(略)

甲府市 道路河川課長

身延町 総務課長

別表四

(略)

甲府市 道路河川課長

身延町 総務課長

静岡市 危機管理総室 次長